

(県と市町村との連携)

第5条 県は、観光立県の実現に関する施策の策定及び実施に当たっては、市町村と連携するとともに、市町村が実施する観光に関する施策について、市町村に対し、情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援を行うよう努めなければならない。

【説明】

本条では、県と市町村との連携について規定しています。

市町村は、地域の観光振興の重要な担い手として、その地域の特性に応じて、主体的に、観光振興に関する施策を総合的に推進することが期待されています。

県としても、市町村との緊密な連携の下に、市町村に対して必要とされる情報の提供、技術的な助言などの支援を行うよう努めます。